

昭和十二年二月二十二日

ライオン石油株式会社鶴見油槽所次長

石塚 喜智二郎 ㊦

鶴見警察署署長

石塚 喜智二郎 ㊦

神奈川縣調停官補

坂田 成也 ㊦

神奈川縣特高課労働係長

堀内 當 ㊦

以上

記

近藤卯之松ノ復職ヲ認ム

但シ一週間ノ出勤停止ヲ爲シ且ツ出勤停止期間ヲ含メタル一ヶ月間ノ日

給ヲ支給スルモノトス。

前項ニ於ル期間經過セハ、近藤卯之松ハ會社ヲ自由退職スルモノトス。

但シ此ノ場合會社ノ近藤ニ對シ會社側ノ都合解雇ニヨル解雇手當金ヲ支

給スルモノトス。

昭和十二年二月二十二日

ライオン石油株式会社鶴見油槽所次長

石塚 喜智二郎 ㊦

鶴見警察署署長

石塚 喜智二郎 ㊦

神奈川縣調停官補

坂田 成也 ㊦

神奈川縣特高課労働係長

堀内 當 ㊦

以上